

シラバス

1、国家・民族・言語の三者関係に関する諸問題

社会的位置付けから見た言語の種類

近代国民国家の誕生と言語政策

「言語権」の誕生

少数民族と言語の問題……新しい「言語権」

冷戦後の民族主義勃興・グローバル化・脱グローバル化時代における言語の位置付け

※言語人口、旧植民地や占領地における日本語教育の歴史等は「日本語教育学」で扱う。

2、「標準語」の成立

「共通語」と「標準語」

標準語の基盤となった言語変種

混成方言としての江戸語の重層的成立

幕末以降、日本が迫られた日本語の3つの近代化

公教育と「国語科」の誕生

明治政府の言語政策、文部省国語調査委員会、『口語法』と標準語

「標準語」の普及と「方言撲滅運動」、海外における日本語の押し付け

日本人の日本語観の変遷……幕末から現在まで

3、日本語の系統

系統とは？

日本語に関する主要系統論の紹介

「二重構造説」その他の仮説

※項目3は出題される可能性が低いので、省略する場合もある。

*****デジタル板書*****

1、国家・民族・言語の三者関係に関する諸問題

少なからぬ日本人が、上記の三者関係を「1：1：1」だと錯覚している。

国内で1言語のみ行われるとされる国は12カ国。多くはアイスランド、サンマリノ等の小国。

2言語が18カ国。100以上は16カ国。

「今日、ヨーロッパ55カ国のうち48カ国は、その固有の言語を国家存立の基盤としている。」

別言語と認定できる条件①：文法組織の独立（純言語学的条件）

条件①を満たさなくても、一般には②を満たせば別言語とみなされる。

条件②：言語規範の独立(社会言語学的条件)……その言語変種の話者の多くが意識している場合

条件③：正書法の独立（付加的条件）

- ・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国(1943～1992年)は「一つの国家、二つの文字、三つの宗教、四つの言語、五つの民族、六つの共和国、七つの国境」と言われた。実際は10民族以上。
- ・ユーゴ紛争後「セルボクロアチア語」は「セルビア語/クロアチア語/ボスニア語」に分裂。
- ・国家が政策的に言語意識を作り出す例……ルクセンブルク語 etc.

●社会的位置付けから見た言語の種類

国語 厳密に定義される術語ではない。上田万年が日清戦争直後の帰朝講演で初めて使用。

公用語 その国の司法・行政・教育等のシステムを運営するのに使われる言語。

国家語 国民に国家に対する帰属意識を持たせる働きを持つ言語。国家語は通常は公用語だが、公用語が国家語として機能するとは限らない。(否定的意味で使われることが多い。)

第一言語 通常はその人が人生で最初に習得した言語(母語)だが、最も得意でその人の知的活動を担う言語を指すこともある。母語ではないがその人が教育を受ける際に使われた言語は、**継母語**という。

共通語 一定の社会で意思疎通に用いられる言語という意味。規範や公的地位等には言及しない。

標準語 共通語であって、話者の大多数から規範的な**言語変種**として意識されるもの。

●民族国家誕生以前のヨーロッパ

- ・古典語だけに「規範」があり、文法があると信じられていた。
- ・同時代の言語は「ラテン語の崩れ」とされた。

古典語を共通語とする場合

習得にかなりの学習が必要。一部の階級しか身につけられない。

文字言語が全て古典語である場合は、一部の階級が知的生産活動を独占してしまう。

死語は変化しない。時間的にも空間的にも広い範囲に通用する。

権威ある規範が存在する場合、変異が広がる余地が小さく、誤解を生じにくい。

君主や支配層は必ずしも自国語を尊重しなかった。

中世末、南仏で俗語による文学活動が始まる。

ダンテ『俗語論』1304年頃。俗語(当時のトスカナ方言)による著作。

「母の言葉」の概念誕生。

ロマンス語の方言連続体を、oc語、oil語、si語に区分。→**個別言語**の概念の誕生

1492年、ネブリーハによるカスティージャ方言の文法書。初の「俗語」の文法書。

●家産国家から帝国国家、国民国家へ

- ・家産国家とは領地領民が君主の私有財産とされる国。民衆は国家に対し帰属意識を持たない。
- ・国民国家は(君主制であっても)国民が自発的に国家を形成し国家に帰属する。

1582「イタリア語の純粋化」を目的にフィレンツェでアカデミア・デラ・クルスカが設立される。

1612年最初のイタリア語辞書を刊行。その後解散、18世紀に復興し現在まで続く。

1539 フランソワ一世が勅令によりフランス語を公用語とする(それまではラテン語)。

1635 アカデミーフランセーズ設立。18世紀以降、国家による言語アカデミー設立が広がる。

→フランス語純粋化運動

1992年、憲法を改正しフランス語を公用語と定める。

「同じ言語→同じ民族」と意識されやすいため、国民国家≒民族国家 となりやすい。

→近世以降、言語が政治的に意味を持つ時代に。

→言語的ナショナリズム・少数言語話者の弾圧や同化強制

●言語と国家の関係が複雑な例：

「公用語＝国内で最大の母語人口を持つ言語」とは限らない。

e.g.インドネシア、アフリカ諸国、1980年代頃までのペルーやボリビア etc.

以下の*の数字は下宮忠雄(1981年)による。

インドネシア共和国.....*567言語。2.78億人(2023推計) 憲法上の公用語は**商用共通語(リンガ・フランカ)**であるインドネシア語のみだが、初等教育では民族語も使われる。主要言語の母語話者は、1991年と2002年を比較すると、ジャワ語40%余→38%、スダ語15%変わらず、インドネシア語12%弱→15%弱。

シンガポール……英・華（マンダリン）・タミル・マレー語の4公用語。1965年の独立当初から「英語+他の3公用語の1つ」による2言語教育。

インド……*312言語。1961年国勢調査では1652言語。14.36億人（2023年IMF）。

現在の連邦公用語はヒンディー語（英語は準公用語）。憲法修正後の公認言語はヒンディー語を含め22言語（うちサンスクリット語等はいずれの州の公用語でもない）。これ以外の州公用語、第2公用語あり（各言語の制度上の位置付けは曖昧）。

スイス連邦……3公用語（独仏伊）+1言語（国語とされるレトロマンシュ語）

カナダ（連邦制だが国号はCanadaのみ）……連邦レベルでは2公用語。各州が別に公用語を定める。ケベック州のみフランス語が単独公用語。国民の58%が英語、22%が仏語を母語とする。フランス語話者はケベック州に集中しており、同州でイマージョン教育が生まれた。

ベルギー王国……北部のフラマン（オランダ語）系と南部のワロン（仏語）系が対立。

ウクライナ共和国……公用語はウクライナ語（帝政ロシア・ソ連邦時代にはロシア語の方言と見なされることも）のみだが、東部の特に都市部ではロシア語が優勢。信頼できる統計がないが、2言語の母語人口はかなり拮抗しているとの見方もある。ロシアによる侵攻でウクライナ語話者の比率が増えたとみられる。

東ティモール民主共和国……1975年以降のインドネシアによる実効支配を経て（国際法上はポルトガルから）2002年に独立。独立当初からポルトガル語諸国共同体加盟国。公用語はマレー系商用共通語であるテトゥン語とポルトガル語だが、1975~2002年に教育を受けた世代は、読み書きにインドネシア語を使う。つまり世代によりH変種（上位言語）が異なる。テトゥン語の書記言語を確立する試みはあまり進んでいない。

アフリカ諸国の特殊事情

アフリカ大陸には2000以上の言語があるとされる。マグレブ諸国（サハラ以北アフリカ）は概ねアラビア語が公用語。

サハラ以南諸国の公用語は、英・葡・西・仏語等。旧宗主国の言語とアラビア語や土着語など、複数の公用語を採用する国が多い。

土着語の公用語の多くは、混成言語または混成言語的。スワヒリ語（ケニアとタンザニアにおける英語と並ぶ公用語）、セイシェルクレオールフランス（セイシールの単一公用語）etc.

南ア共和国は、1994年以降は11公用語。アフリカーンス語（オランダ移民の公用語）が後退し英語が使われる場面が増えている。

ルクセンブルク大公国……ルクセンブルク語（ドイツ語ルクセンブルク方言）は**国家語**だが、実質的には公用語ではない。伝統的に、初中等教育は標準ドイツ語、高等教育と国会等はフランス語。

パプアニューギニア独立国……*666言語。人口291万人(1981年)→1014万人(2022年)。公用語は英語、トクピジン、ヒリモツ語（後2者は**混成言語**）。メラネシア、パプア、ミクロネシア、ポリネシア系などが入り混じる。島の西半分=イリアンジャヤではインドネシアからの独立を求める内戦が起きたが、現在もインドネシアに帰属する。

●言語の区切りが曖昧な例：

中国語（北京語、広東語、福建語 etc./普通話、呉語、etc.）

ルクセンブルグ語↔ドイツ語

ベルギーのフラマン語とオランダ語/ワロン語とフランス語

フィリピン語↔タガログ語マニラ方言

マレーシア語（マレー語から呼称変更）とインドネシア語

●人工混成言語や死語から復興した言語を公用語とする国：ギリシャ、ノルウェー、イスラエル

○ギリシャの2つの書記言語（バベルプレス p.136）

○ノルウェーの2つの公用語

ノルウェーは(1400末以降の同君連合などにより)デンマークの統治下に入った。1814年独立。

書記言語としてのノルウェー語を確立しようとの運動が起きた結果、2つのノルウェー語が生まれた。

ボークモール（都市語）……都市の中産階層の自然言語。デンマーク語に近く名詞は2性。

新ノルウェー語……デンマーク語の「汚染」を排除するものとして、各地の方言から人工的混成方言として作られた。名詞は3性。

政治的立場による住み分け。国家公務員は両方使えなければならない。→社会言語学

●言語権の誕生

言語権とは

- 1、社会の支配的言語を身につける権利。
- 2、**継承語**を保持する権利。

※今日では「言語権」の語は専ら第2の意味で用いられるが、第1の意味での言語権が保証されなければ、第2の言語権は権利たり得ない。

世界言語権宣言……1996年、ユネスコの後援で開かれた会議で計90カ国のNGO等が宣言。国連では採択されていない。

cf. 1992年国連総会採択「国民的または種族的・宗教的・言語的少数者に属するものの権利に関する宣言」

(1)フランス革命と言語権の誕生

18世紀末のフランス革命政権は、彼らの思想的背景をなす啓蒙思想と、王党派の基盤である古い地方制度を一掃する意図によって、フランス語による国家統一を目指した。
→教育と言語による国家統一へ →「第1の言語権」の誕生
→地方の言語と少数民族の言語の弾圧

1793.9.30（革命の4年後）の国民公会（革命時代の国会）の発表：当時2300万人の人口のうち「600万人はフランス語を全く理解せず、600万人は十分に喋れない」。

同年10.17「**言語の革命**」採択。「共和国のすべての子供はフランス語を話し、読み、書かねばならない。自由な国民のもとでは、言語は一つで万人に対して同じでなければならない。」

(2)第2の言語権の誕生

戦後、多民族国家や移民国家において、**多言語主義**と**多文化主義**が広がり、第二の言語権が人権の一部として意識されるようになる。

d ベトナムの例

ベトナムには100以上の言語があるとの説もあるが、人口の約88%がベト族（京族）とされ、第2位のタイ族さえ2%に満たない。

ベトナム社会主義共和国は、1945年の樹立宣言以来、一貫して少数民族の権利を保証。憲法では54の民族を公認。

特に1959年改正成立の憲法前文では、「各民族は、自らの風俗習慣を保持し、または改革し、自らの**言語と文字**を使用し、自らの民族文化を発展させる権利を持つ」とされた。（現行憲法は2013年成立。）

少数民族地域ではベトナム語と少数民族語による二言語教育が実施されている。ベトナム語が事実上の公用語。

●冷戦終結後の民族対立と言語意識

旧東側社会でイデオロギーの紐帯が消滅→各地で民族感情が噴き出す。

○セルボ・クロアチア語→内戦 →セルビア語／クロアチア語

→ボスニア語・モンテネグロ語という呼称も生まれる。

つまり、社会主義時代には1つだった言語が（意識として）4つに分裂。

○エストニアの言語法（言語的エスニック・クレンジング?）

1990年、ソ連邦からの独立を宣言。

「言語法」を制定、エストニア語（ウラル語族）の試験合格を国籍取得の条件とすることでロシア系を排除。→2004年、NATOとEUに加盟するため一部譲歩。

ラトビアにも同様の法律があり、国籍取得には歴史の試験にも合格する必要あり。

●多文化主義に対する懐疑的な見方

2000年代以降、移民系の若者らによる暴動が欧州各地で繰り返し起きるようになり、多文化主義は果たして正しいのか、また真に移民の子供達のためになっているのか、との議論が起こった。

近年の難民・移民急増により保守派の過激な主張も広がっている。

○アメリカ合衆国

1990年の国勢調査では国民の94%が英語話者。近年はヒスパニック系の増加が著しく、2010年の国勢調査では人口の16.3%を占めた。現在米国内最大のマイノリティー集団。2015年の推計では家庭でスペイン語を話す人は4005万人。60～80年代の多文化主義の反動もあり、2017年までに32州が何らかの形で英語を公的言語として法制化。州によっては移民の子を対象とするスペイン語教育も実施。

バイデン政権中に不法移民が急増し、2千万人を越えたとの見方もある。

○ニュージーランド

1987年にマオリ語を公用語に追加。2006年にニュージーランド手話(NZSL)が三番目の公用語となったが、NZSLを障害児の教育言語とすることには反対意見も多い。移民の流入も自国民の流出も増えている。

2、「標準語」の成立

【標準語】……「共通語」であり、話者の大多数から規範性を持つと意識されている言語変種。

●言語の「正しさ」とは？

古典語にだけ規範性があると考えられていた時代

→→自国・自民族の言語を価値ありとする →異なる言語変種を低く評価・圧迫

→言語の純粋化運動

ソシュール「言語とは社会習慣である。」

→正当・妥当なもの意識される社会習慣や言語習慣の特徴を挙げれば、

①昔からのしきたり

②多くの人が行なっている習慣

③高く評価される集団が行なっている習慣

●各国の標準語の基盤になった言語変種

個々の言語で理由は異なる。歴史的偶然で決まることも。

- ・文化政治経済の中心地、社会の中核グループの言語変種……フランス語、英語
- ・たまたまその言語変種で権威ある書物が書かれた……ドイツ語、(イタリア語)
- ・どの言語変種を標準語とするかの論争があった国……ギリシャ、ノルウェー、日本

●日本の場合……混成方言としての江戸語の重層的成立

江戸語においては階級により異なる混成方言(どちらも基層は関東・東国方言)が成立。

多くの国で一般的な現象だが、特に顕著である。

武士階級……より広域の諸方言の混成。三河方言・京都方言の影響が大きい。

庶民階級……関東周辺の諸方言の混成。関東・東国方言の特徴が色濃い。

1604～8、ロドリゲス『日本大文典』。京の公家の言葉が正しいと述べる。

17C後半～18C初、江戸で奴詞(六方詞)が流行。関東方言的な一種の混成方言。

18C前半、享保年間頃には江戸ことばの洗練が進む。御家人詞、遊ばせ詞などが成立。

1720=享保5『仙台言葉伊呂波寄』猪苗代兼郁。京言葉との対訳。以後、方言辞書が次々成立。1767 庄内の

『浜荻』以降は江戸言葉との対訳。19C半ばに筑紫浜荻、仙台浜荻が成立。

江戸後期、心学等における講義スタイルからダ・デアル・デアリマス・デゴザリマス体が成立。

幕末までに江戸ことばが共通語化。

1866=慶応2 前島密「漢字御廃止之議」建白。漢字廃止に加えて文語体の廃止も提案。

1871=M4 森有礼(後の文相)が日本語廃止・英語公用語化論を文章で主張。(幕末頃からの持論か)

→ホイットニー、伊藤博文らが反対。

1873=M6 馬場辰猪、口語の文法書をロンドンで刊行。森有礼の国語廃止論に反発して。

【幕末以降に必要なになった日本語の3つの近代化】

- ①表記の整理・合理化 cf. 前島密「漢字御廃止之議」建白書 1866年
- ②文体の近代化
- ③「標準語」の確立 【近代化の行方】

①表記の整理・合理化

- ①漢字廃止の是非 →廃止ならどの表音文字を使うか？
- ②仮名遣いが混乱し不統一な状態をどうするか？

幕末当時、多くのインテリは「定家仮名遣い」。一部の国学者等のみ「契沖仮名遣い」（平安中期の表記に基づく）。庶民は適当に書いていた。

1866=慶応2 ^{ひそか}表 前島密「漢字御廃止之議」建白。同時に文語体の廃止も提案。

明治5、学制発布。契沖仮名遣いが「歴史的仮名遣い」の名で公的正書法として採用される。

明治初頭～10年代、漢字廃止論が活発化。「かなのくわい」「羅馬字会」発足。

1900=M33、小学校令施行規則改正。小学校教育に用いる漢字 1200 字を示す。仮名字体統一。小学校教科書のみ棒引き仮名遣い採用（M41 歴史的仮名遣いに戻す）。

M35、文部省の国語調査委員会設立、言文一致・漢字廃止の将来的方針を示す。

M41、臨時仮名遣調査委員会設立。T 10、臨時国語調査会設立、仮名遣い改定案・字体整理案などを検討。

S 17、文部省が義務教育で教える漢字の標準 2669 字を発表。

1930～40年代、陸軍などによる「国語改良」論。特に歴史的仮名遣い廃止が主張された。

1946年2月、読売新聞のローマ字化論の社説。漢字廃止論が活発化。国語審議会が9月「現代かなづかい」11月「当用漢字表」を答申し、内閣告示。48年「当用漢字字体表」。

1963、国語審議会が漢字仮名交じりを表記の正則とする基本方針を発表。漢字廃止の方針を撤回。

②文体の近代化

③「標準語」の確立 ←公教育、統一国家の樹立に必要。 →どの言語変種を基盤とするか？

1866=慶応2 ^{ひそか}前島密「漢字御廃止之議」建白。同時に文語体の廃止も提案。

M18頃～ 東京語ブームが起こる。神田孝平、「言文一致」の語を用いる。

1886=M19 『和英語林集成』第三版で江戸言葉が京言葉に対し優位に立ったと述べる。

1887=M20 ～M22、二葉亭四迷の言文一致体小説『浮雲』。

1890=M23 岡倉由三郎、standard language の訳語として「標準語」を用いる。以後、標準語待望論が盛んに。

1894=M27 日清戦争勃発。上田万年^{かずとし}の講演「国語と国家と」。「国語」の呼称を提唱。日本語は「日本の国体を維持」する「日本人の精神的血液」と主張。

1895 日清戦争終結。台湾で日本語教育のための教員養成を始める。1904より皇民化教育としての日本語教育開始。

1896=M28 上田万年「標準語に就きて」

1899 「北海道旧土人保護法」制定。アイヌ居住地に小学校設置。→1997年「アイヌ文化振興法」成立により廃止。→2019年の「アイヌ施策推進法」成立により97年の振興法廃止。

1900=M33 小学校令施行規則、改正。読書・作文・習字を「国語科」として統合。帝国教育会内に言文一致会が結成される。言文一致推進の請願書を国会が採択。

→ M35、文部省の国語調査委員会設立、言文一致・漢字廃止の方針を示す。→M39「口語法調査報告書」、M40「口語法」整理、『口語法分布図』刊行

1904=M37 文部省著作『尋常小学読本』。国定教科書第一号。「国語の統一」を根本方針に口語体を全面採用。主として東京中流社会のことばを用いた。

1910 日韓併合。翌年、朝鮮教育令。皇民化のための日本語教育の強制。

1916=T5 国語調査委員会『口語法』刊行。翌年、『口語法別記』。

1925=T14 ラジオ放送開始。→特に東北・沖縄などで「方言撲滅運動」。

30～40年代 日本語を「東亜語」にしようとの主張。占領政策としての日本語教育。

1934=S9 臨時国語調査会を改組、国語審議会設立。文部大臣の諮問機関として。

1938	台湾・朝鮮の公教育における言語が日本語に統一される。
1945	8月、敗戦。
1946	表 2月、読売新聞が社説でローマ字化を主張。漢字廃止論が活発化。 4月、志賀直哉の日本語廃止論。11月、口語体・旧字体・歴史的仮名遣いによる「日本国憲法」公布。
1988	国立国語研究所所長・野本菊雄「簡約日本語」提唱。
1999	6月、朝日新聞社論説委員・船橋洋一の英語公用語化論がブームに。以後、英語公用語化の議論が活発化。
2000	1月、小渕首相の私的諮問機関・21世紀日本の構想懇談会が「英語第2公用語化」を最終答申。
2011	4月、小学校でも英語必修に。英語を社内「公用語」にする企業（ファーストリテイリング等）が話題に。
2019	4月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」成立。アイヌ民族を先住民族と規定したが、土地等の補償や権利の保証の規定はなし。

●「標準語」の押し付け

方言撲滅運動……特に東北や沖縄で激しかった。「方言札」も使われた。アイヌ語も弾圧。海外における日本語の強制……「罰札」 ※ 日本語教育の歴史は日本語教育学で扱う。

●日本語観の変遷

幕末	森有礼の日本語廃止論
明治2～30年代	標準語待望論
日清戦争後	日本語を「国語」と規定。「日本語は日本人の精神的血液である。」
戦中	海外植民地の人々への日本語押し付け。日本語による「皇民化」、日本語を「東亜語」にしようとの主張。
敗戦後	志賀直哉の日本語廃止論。漢字廃止論も活発に。
バブル時代	国立国語研究所の「簡約日本語」構想。人工語としての日本語をアジア経済圏の共通語に。
2000年前後	英語公用語化論が活発に。
平成中期～	英語の「社内公用語」採用ブーム。ファーストリテイリング、楽天など。自然科学系学会にも広がる。

3、日本語の系統

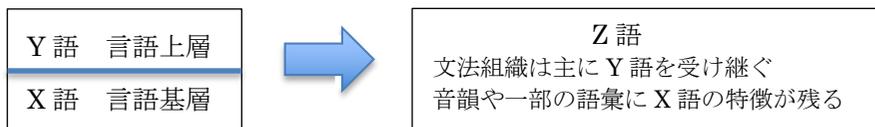
●系統とは？

- 語族 共通の祖語（共通基語）から分かれた諸言語のグループ。
- 語派 語族の中で近い関係にあると考えられる言語グループ。
- 姉妹語 互いに近い関係にある同系統の言語。

【同系の証明】

- ①文法組織の類似
- ②具体的な機能形態素の対応……必須ではないがあれば完璧。
- ③基礎語彙の音韻対応……同語源と考えられる基礎的単語のペアが大量に存在すること。

言語が混ざって第三の言語が成立する場合↓文法組織を残した言語が「上層」と認められる



●言語と遺伝的グループは必ずしも一致しない

フィリピンでは英語が普及。ルーマニア人はスラブ系だが、ルーマニア語はロマンス語族。ユダヤ人周辺の民族との混血が進んでいる。

フィンランド語はフィンウラル語族。フィンランド人の身体的特徴は北欧系に変わった。

トルコ語はアルタイ語族。トルコ人はギリシャ・ヨーロッパ系との混血が進んだ。

【日本語の系統】

- 一般的には、日本語と琉球語によって「日本語族」を構成する、と説明されるか、系統不明の「孤立語」に分類されることもある。

※「孤立語」は中国語のような語形変化しない言語タイプを指すこともある。

- 琉球語と姉妹語であることは確かだが、日本列島の外に明確な同系語は見つからない。
- アイヌ語と同系とは認め難い。ただしアイヌ語はかつては東北地方で行われていたと推定できる。（東北の一部の地名やマタギ言葉にアイヌ系言語の痕跡が残る。）
- 19世紀以降、長くアルタイ語族に属すると見られてきた。文法組織や母音調和などの特徴が類似するとされるが、基礎語の音韻対応は見出し難い。
- 朝鮮語とは文法組織がかなり似ているが、基礎語の音韻対応があるとは見做し難い。朝鮮語がハンゲル成立以前の古語の文字資料を欠くため、同系ではないという立証も困難。

- 現在も複数の仮説が対立するが、**重層説**が支配的で、南方系言語（オーストロネシア＝マラヨポリネシア系言語など）が基層、北方系言語（アルタイ系言語など）が上層とする見方が多い。
- 大野晋は、タミル（ドラヴィダ）系言語の上にオーストロネシア系、アルタイ系が被さったとする説を1980年代前後に提出。
- 近年のDNA研究などにより、縄文人がそもそも複数の人種的グループであり、弥生人も同様である可能性が高まった。日本人は、遺伝子的には複数の系統が混血して成立している。
- 人種的に縄文人の遺伝子が受け継がれているとしても、縄文時代の言語が今日の日本語にどの程度の特徴を残しているかは不明。諸説対立。

※遺伝子などの研究が急速に進んでいる現在、自然科学分野で一定の結論が出るのを言語学が待っている状況と言えよう。